

根室市医師、医療従事者及び介護従事者 修学資金貸付制度

償還方法等

<償還猶予>

■ 医師	医師法に規定する医師免許取得及び臨床研修終了後、任意の専門的臨床研修を経て、市内開業医等として従事する期間は、修学資金の償還を猶予する。
■ 医療従事者 ■ 介護従事者	養成機関の修学課程終了後、市内の医療機関等に勤務し、その業務に従事する期間は、修学資金の償還を猶予する。 養成機関の修学課程修了後、市内の医療機関等に就業機会等がなく勤務することができなかつた場合において、引き続き市内の医療機関等への勤務を希望しているときは2年を限度として、修学資金の償還を猶予することができる。

<償還方法>

■ 医師	医師免許取得後、10年以内に市内開業医等として従事しないときは、貸付けを受けた月数に2を乗じて得た月数以内に、修学資金を一括又は分割で償還しなければならない。
■ 医療従事者 ■ 介護従事者	養成機関等の修学課程修了後、1月以内に市内の医療機関等に医療従事者等として勤務しないときは、貸付けを受けた月数に2を乗じて得た月数以内に、修学資金を一括又は分割で償還しなければならない。（※償還猶予期間を除く）

<償還免除>

■ 医師	医師免許取得後、10年以内に市内開業医等として従事し、その期間が修学資金の貸付けを受けた期間に達したときは、修学資金の償還を免除する。（※休職期間は、従事期間に含みません。）
■ 医療従事者 ■ 介護従事者	養成機関の修学課程修了後、市内の医療機関等に勤務し、その業務に従事した期間が修学資金の貸付けを受けた期間に達したときは、修学資金の償還を免除する。（※休職期間は、従事期間に含みません。） ただし、看護師・助産師「月額 20 万円以内」、介護福祉士「月額 8 万円以内」を選択した者については、償還免除期間を「貸付期間の 1.5 倍」とする。（※年未満は端数切り上げ）

※ 市では就職等の斡旋は行っておりませんので、求人がない場合や就職に至らなかった場合などは貸付金の償還が生じますので、ご注意ください。

問合せ先 根室市健康福祉部健康推進課健康推進担当（窓口 7 番）
電話：0153-23-6111（内線：2131）